

IFRS 導入による企業結合の会計処理への影響

- のれんを中心に -

王 宝 宝 ・ 徐 陽

Abstract

This paper studies goodwill in the area of accounting for business combination. First, the paper investigates the influences of IFRS on business combinations, specifically, the influences of goodwill. Then, the paper analyses the accounting standards of goodwill in different countries. Last, the paper undertakes an empirical test on the influences of IFRS on financial statements based upon corporate data. The main finding of the paper is that the application of IFRS transforms goodwill into assets, which positively affects the performance of corporations.

Keywords: Business combination, IFRS, Goodwill

はじめに

近年、グローバル経済の発展に伴い、情報の非対称性を緩和し、投資家による企業成果の予測と企業価値の予測に役立つような信頼性と有用性を備えた企業の財務状況を開示するために、世界共通の尺度となる単一の会計基準が求められている。このニーズを満たすため、国際財務報告基準（IFRS：International Financial Reporting Standards）が、国際会計基準審議会（IASB：International Accounting Standards Board）によって設定された。IFRSを導入すると、各国企業の財務状況を、同じ会計基準のもとで比較することが可能になる。

近年、グローバル企業間の企業結合が、重要な戦略の1つとして各国で注目されている。例えば、国内市場の縮小に直面している日本および経済が急成長している中国は、海外市場での競争力の強化と国内市場の拡大のために、積極的にグローバル企業との企業結合を推進している。このような状況下においては、企業結合にかかわる情報開示が極めて重要となる。したがって、まだ従来の各国の会計基準を採用している日本¹と中国²の企業にとって、

1 2009年6月に日本企業会計審議会は「我が国における国際会計基準の取扱いに関する意見書（中間報告）」を公表した。これを踏まえ、2009年12月に関係内閣府令が改正され、2010年3月期から、IFRSに準拠して作成した連結財務諸表を金融商品取引法の規定によ

IFRS が導入されることに伴い、企業結合の会計処理において、どのような変更があるのか、どのような影響を及ぼすのかを考える必要がある。

本稿では、IFRS および日本、中国、アメリカの会計基準における企業結合の会計処理の相違点の中で、特にのれんの会計処理に焦点をあてて検討する。具体的には、IFRS 導入により、どのような影響がのれんの会計処理へ及ぶかを分析することが本稿の目的であり、次節以降、以下の順序で考察することとする。まず、第1節では、IFRS 導入による企業結合会計処理に関する主な変更点を明らかにし、各国の会計基準における企業結合会計処理の最も重視されるのれんの会計処理方法について記述する。第2節では、具体的な企業データに基づいて、IFRS 導入に伴うのれん会計処理方法の変更による、企業財務諸表への影響を分析する。第3節では、以上の影響を及ぼす要因を考察する。

1. IFRS 導入による企業結合会計処理の変更

本節では、IFRS 導入による企業結合会計処理に関する主な変更点を明らかにしたうえで、各基準における企業結合会計処理の最も重視されるのれんの処理方法についてまとめて説明する。

1.1 IFRS 導入による企業結合会計処理に関する主な変更点

ここでは、日本の企業会計基準委員会が公表した「企業会計基準第21号 - 企業結合に関する会計基準」(以下「第21号」)、「企業会計基準第22号 - 連結財務諸表に関する会計基準」(以下「第22号」)と、米国の“Statement of

る連結財務諸表として提出することが認められた。当該時期から最初の任意適用企業による提出があった。2012年7月に7社、2013年6月に20社、2014年6月に44社、2015年12月末に71社がIFRS適用済みとなっている。

- 2006年2月に中国政府財政部から新企業会計準則が公表され、新準則の制定には多くの点で当時のIFRSと共通の考え方が導入された。新準則はすべての中国国内の上場会社に2007年1月から適用が義務付けられた。上海証券取引所(861社)と深圳証券取引所(709社)に上場されている企業合計1,570社が、2008年4月までに新準則に準拠した年度末財務諸表を提出しました。

Financial Accounting Standards (以下 SFAS) No. 141 - Business Combinations”(以下「第141号」), 中国の「企業会計準則第20号 - 企業結合」(以下「第20号」), 「企業会計準則第33号 - 連結財務諸表」(以下「第33号」)及び“International Financial Reporting Standards No.3 - Business Combinations”(以下「第3号」)の各基準における企業結合会計処理の相違点, 言い換えれば, IFRS 導入により生じる企業結合会計処理に関する主な変更点をまとめる。以下の表1-1, 1-2, 1-3がそれぞれである。これらによって, 各基

表1-1 各基準における企業結合の定義の比較

項目 \ 基準	日本基準	米国基準	中国基準	IFRS
根拠	「第21号」 第5項	「第141号」 par.805-10-20	「第20号」 第2条	「第3号」 付録A
企業結合の定義	ある企業またはある企業を構成する事業と他の企業を構成する事業が1つの報告単位に統合されることをいう。	取得企業が1つ以上の事業の支配を獲得する「1つの取引またはその他の事象」である。	2つ又は2つ以上の独立する企業を1つの報告単位に合併する取引または事象をいう。	取得企業が1つ又は複数の事業に対する支配を獲得する取引又はその他の事象である。

(筆者作成)

表1-2 各基準における適用範囲の比較

項目 \ 基準	日本基準	米国基準	中国基準	IFRS
根拠	「第21号」 第3項	「第141号」 par.805-10-15-4	「第20号」 第2条, 第4条	「第3号」 第2項
適用範囲	企業結合に該当する取引には, 共同支配企業の形成及び共通支配下の取引も含めて本会計基準を適用する。	ジョイント・ベンチャーの形成, 事業の形成しない資産の取得, 共通支配下での「事業体又は事業のみ」を含む結合と, 非営利組織の結合, 非営利組織による営利組織の取得は適用されていない。	共通支配下と非共通支配下の企業結合を含む。両方又は両方以上による共同支配の企業結合と, 所有権の転換による企業を合併する方式ではなくて, ただ契約による企業を合併する場合, 本基準に適用しない。	共通支配の取決め自体の財務諸表における共同支配の取決めの形成の会計処理, 事業を構成しない資産または資産グループの取得と, 共通支配下の企業又は事業の結合は本基準に適用されていない。
相違点	共同支配及び共通支配下	共同支配のみ	共同支配及び共通支配下	共同支配のみ

(筆者作成)

表1-3 各基準における企業結合の会計の比較

項目 \ 基準	日本基準	米国基準	中国基準	IFRS
根拠	「第21号」 第17項	「第141号」 par.805-10-25-1	「第20号」 第15条	「第3号」 第4項
取得の会計 処理	共同支配企業の形 成及び共通支配下 の取引以外の企業 結合は取得とな る。また、この場 合にパーチェス法 が適用される。	すべての企業結合 は、「取得法」を 適用して会計処理 しなければならない 。	企業を取得する場 合に、パーチェス 法が適用される。	取得法を適用して 各企業結合を会計 処理する。
相違点	パーチェス法	取得法	パーチェス法	取得法

(筆者作成)

準における企業結合の定義、基準の適用範囲、取得の会計処理及びのれんの取扱いを比較することができる。

1.2 のれんの処理について

日本では、「第21号」によると、のれんとは、被取得企業又は取得した事業の取得原価が取得した資産及び引き受けた負債に配分された純額を超過する額と定義されている（「第21号」第31項）。一方、のれんの償却については、20年以内のその効果の及び期間にわたって、定額法その他の合理的な方法により規則的に償却すると規定されている（「第21号」第32項）。ただし、のれんの金額に重要性が乏しい場合には、当該のれんが生じた事業年度の費用として処理することができる。日本の「企業結合に関する会計基準」は、規則的な償却を行うという償却説を採っており、「固定資産の減損に係る会計基準」に従って減損処理で補充するという仕組みになっている。

米国基準において、のれんは、「第141号」において定義されている。具体的には、企業結合の際に、公正価値で測定される譲渡した対価、被取得企業の非支配持分の公正価値と、段階的な取得による企業結合における取得企業の被取得企業への持分投資の取得日の公正価値の合計額が測定された識別可能な取得資産と引受け負債の取得日の純額を超過する部分がのれんであると

されている (par.141 - 805-30-25-1, par.30-1)。取得企業は、取得日にのれんを認識しなければならない (par.141 - 805-30)。この他、“SFAS No.142 - Goodwill and Other Intangible Assets”(以下「第142号」)においても、のれんは取得企業の取得原価が、取得資産と引き受け負債の純額を超過する金額であると規定されている (par.142 - 350-20-20)。一方、のれんの償却については、「第142号」によれば、のれんは償却されず、毎年、減損テストを行うとされている (par.142 - 350-20-35-1)。ただし、特定の事象発生や環境変化により、報告単位の公正価値が帳簿価額を下回っている可能性が50%を超える場合には、每期実施する定期的な年次の減損テスト以外の時にも実施する必要がある (par.142 - 350-20-35-30)。年次の減損テストの実施時期は、毎年同時期に実施する限り、いつ実施しても構わないとされている。

中国基準では、「第20号」及び「企業会計準則第8号 - 資産減価」(以下「第8号」)において定められている。まず、のれんの定義について、「第20号」第14条によると、被買収企業の資産、負債及び純資産を確認し、取得企業は、取得金額と被取得企業の純資産の公允価値(日本語の「公正価値」に相当する)との差額をのれんとして認識する。一方、企業結合により生じたのれんについては、少なくとも毎年終了時に、関連する資産もしくは資産グループごとに、減損テストが行われる(「第8号」第23条)。企業は資産の減損テストを行う際に、企業結合により生じたのれんの帳簿価額について、取得日から合理的に関連する資産グループに分配される(「第8号」第24条)。のれんの帳簿価額を関連資産に配分する際に、該当資産の公允価値は総資産の公允価値に占めた割合により配分する。資産の減損テストを行う際に、まず、のれんを含まない資産の減損テストを行う(「第8号」第25条)。その回収可能金額を計算し、帳簿価額と比較して減損損失を確認する。その後、のれんの減損テストを行って、帳簿価額と回収可能金額を比較する。回収可能金額は帳簿価額より低い場合に、のれんの減損損失を確認する(「第8号」第25条)。

IFRSにおいて、のれんは「第3号」において定められている。企業結合を行う際には、取得企業は、「第3号」に従って測定された移転された対価、被取得企業のすべての非支配持分の金額と、段階的に達成される企業結合の取得企業が以前に保有していた被取得企業の資本持分の取得日公正価値の合計額が取得した識別可能な資産及び引き受けた負債の取得日における正味の金額を超過する額を、さらに顧客名簿、ブランド価値、フランチャイズ契約、ソフトウェアなどの無形資産に分配し、最後に残った部分がのれんとされている（「第3号」第32項）。取得企業は、その超過額を測定し、取得日時点でのれんの認識をしなければならない（「第3号」第32項）。ただし、IFRSにおいても、のれんの償却は認められず、毎年、減損テストが行われる。減損テストは、毎年及び当該単位が減損している可能性を示す兆候がある場合には、いつでも、当該単位の帳簿価額と回収可能価額とを比較することにより減損の判定を行う（「第36号」第90項）。当該単位の回収可能価額が帳簿価額を上回っている場合には、当該単位及び当該単位に配分したのれんは減損していないものとみなす。当該単位の帳簿価額が回収可能価額を上回っている場合には、企業は、「第3号」第104項に従って減損損失を認識しなければならない（「第36号」第90項）。しかし、のれんについて過去の認識された減損損失は以降に期間に戻入ってはならない（IAS 36.124）。

2. 日本企業と中国企業のIFRS導入前後のデータ分析

本節では、具体的な企業データに基づいて、IFRS導入に伴うのれん処理方法の変更による、企業財務諸表への影響を分析する。日本企業18社と中国企業22社を研究対象とする。なお、金融業（銀行と保険会社）は、のれんに関する財務データをほとんど公表していないので、本節での研究対象から除外した。本論文は研究対象となるサンプル企業は40社である。具体的な各社の連結財務諸表の比較は、表2-1、2-2、2-3のとおりである。

表2-1：日本対象企業データ

企業名	IFRS適用年	旧基準	旧基準で計算したのれん額	IFRSで計算したのれん額	IFRSで計算したのれん額との差額	IFRSで計算したのれん額との差額	IFRSで計算したのれん額との差額	IFRSで計算したのれん額との差額	IFRSで計算したのれん額との差額	IFRSで計算したのれん額との差額	IFRSで計算したのれん額との差額	IFRSで計算したのれん額との差額
HOYA	2011	日本	3,530	5,484	2,332	—	351,473	358,749	377,727	396,019	87,52	95,24
日本板硝子	2012	日本	107,690	114,432	6,489	—	226,874	226,577	—	—	0.13	15,65
日本たばこ産業	2012	日本	1,147,816	1,176,114	91,097	—	1,591,203	1,601,311	1,400,189	1,034,054	15,626.61	25,414.33
ディー・エヌ・エー	2013	日本	32,512	35,245	2,573	—	98,361	98,045	88,321	87,941	241.93	213.13
アンリツ	2013	日本	661	1,466	896	—	54,863	46,818	19,688	12,089	79.39	62.17
SBIホールディングス	2013	日本	30,358	37,101	—	2,134	467,964	351,290	87,673	58,315	188.67	-1.42
マネックスグループ	2013	日本	18,137	35,916	1,123	—	72,455	75,606	17,359	18,808	468.85	337.95
双日	2013	日本	44,612	46,390	56	—	330,471	355,180	151,706	152,179	-2.92	-0.83
丸紅	2013	米国	46,881	—	—	—	915,770	964,138	856,286	437,110	99.13	89.14
ネクソン	2013	日本	42,670	46,475	3,990	—	214,925	222,245	116,159	105,283	58.55	65.37
ソフトバンク	2014	日本	734,407	924,972	—	3,543	2,106,459	1,930,440	753,616	712,088	324.33	332.51
旭硝子	2013	日本	26,922	30,599	1,863	—	996,949	960,747	826,265	655,421	37.88	41.90
武田薬品産業	2014	日本	675,353	714,024	34,443	—	2,223,359	2,338,286	2,243,113	1,927,795	169.22	188.21
アステラス製薬	2014	日本	95,978	107,648	10,317	—	1,062,026	1,174,606	917,511	875,473	46.25	51.73
イーゼイグループ	2014	日本	3,838	5,426	1,588	—	6,512	7,948	-31,229	-28,461	-54.54	79.97
第一三共	2014	日本	73,543	84,738	11,119	—	915,745	938,480	766,740	680,844	94.96	90.96
リコー	2014	米国	221,217	—	—	—	958,658	974,002	759,783	—	44.78	53.67
伊藤忠エクス	2014	日本	3,209	—	—	—	106,531	97,655	69,166	54,086	49.36	57.26

(筆者作成)

表2-2：日本対象企業データ

企業名	IFRS適用年	旧基準	前々年度の売上高	前年度の売上高の増減率	前年度のIFRS適用年度の売上高	前年度のIFRS適用年度の売上高の増減率	前年度の売上高の増減率	前年度純資産	IFRS適用年度純資産	IFRS適用年度純資産の増減率	IFRS適用年度純資産の増減率	IFRS適用年度純資産の増減率	IFRS適用年度の売上高	IFRS適用年度の売上高の増減率	IFRS適用年度の売上高の増減率	IFRS適用年度の売上高の増減率	IFRS適用年度の売上高の増減率		
HOVA	2011	日本	—	—	31,625	17,419	88,669	—	-44.92%	410.18%	4,533,081	4,684,139	5,001,296	3.33%	6.77%	22.83	18.61	-0.68%	-17.76%
日本振興子	2012	日本	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
JT	2012	日本	14,147,888	13,512,428	13,927,751	15,405,270	-4.48%	3.48%	10.17%	19,891,053	19,183,495	25,241,518	-3.56%	31.58%	28.76	31.17	31.5	8.38%	1.06%
DeNA	2013	日本	395,776	419,874	415,859	—	5.84%	-0.82%	—	1,269,691	1,415,216	—	11.73%	—	27.14	18.12	—	-32.24%	—
アンソツ	2013	日本	—	—	—	—	—	—	—	865,438	728,206	—	6.24%	—	15.43	11.52	—	-25.34%	—
SBI	2013	日本	586,774	1,514,233	1,499,329	—	158.07%	-0.98%	—	3,221,445	3,776,986	—	17.25%	—	8.82	12.1	—	31.19%	—
マネックス	2013	日本	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	4.03	3.9	—	-3.23%	—
双日	2013	日本	54,305	485,672	449,820	—	794.34%	-7.36%	—	4,063,611	4,792,990	—	17.85%	—	1.56	1.71	—	9.62%	—
丸紅	2013	米国	570,676	538,684	1,888,561	—	-5.57%	292.33%	—	12,021,604	14,907,011	—	24.00%	—	7.6	6.74	—	-11.32%	—
セブン	2013	日本	149,188	493,010	434,967	—	230.46%	-11.77%	—	2,478,868	2,973,020	—	19.93%	—	10.03	9.23	—	-7.96%	—
ソフババンク	2014	日本	7,800,404	14,998,445	—	—	91.00%	—	—	27,794,556	—	—	—	—	75.84	—	—	—	—
船渠子	2013	日本	202,277	353,541	331,852	—	74.78%	-6.13%	—	11,100,497	10,875,071	—	-2.05%	—	7.15	6.21	—	-13.15%	—
本田	2014	日本	7173,160	7,920,963	—	—	10.40%	—	—	24,702,334	—	—	—	—	—	—	—	—	—
富士フイルム	2014	日本	1,019,416	1,135,304	—	—	11.37%	—	—	2,332,262	—	—	—	—	25.7	—	—	—	—
イーゼイ	2014	日本	40,764	52,756	—	—	28.42%	—	—	139,572	—	—	—	—	16.9	—	—	—	—
第一三共	2014	日本	781,126	831,463	—	—	6.45%	—	—	9,790,092	—	—	—	—	47.56	—	—	—	—
リコー	2014	米国	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
伊藤忠エクス	2014	日本	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

(筆者作成)

表2-3：中国対象企業データ

単位：千ドル

企業名	IFRS適用年	旧基準	前々年度の のれん額	前年度の のれん額	IFRS適用 年度ののれん額	翌年度の のれん額	前年度の のれん増減率	IFRS適用 年度ののれん増減率	翌年度の のれん増減率	前年度純資産	IFRS適用年度純 資産	IFRS適用 年度純資産 増減率	IFRS適用 年度純 資産増減率	前年度株 主平均 株価 (円)	IFRS適用 年度株 主平均 株価 (円)	IFRS適用 年度株 主平均 株価 増減率	IFRS適用 年度株 主平均 株価 増減率		
CHINA RAILWAY GROUP LTD.	2007	中国	26,644	27,207	106,645	122,318	2.31%	281.88%	14.70%	844945,230	7637789,98	8192871,35	803.94%	7.27%	—	1,377	0,893	—	-48.67%
CHINA TELECOM CORPORATION LIMITED	2006	中国	—	—	—	—	—	—	—	22492256.1	26405558.9	30244082.2	17.40%	14.54%	0.368	0.548	0.795	49.04%	45.05%
ALUMINUM CORPORATION OF CHINA LIMITED	2006	中国	49,137	50,384	52,078	319,106	2.56%	3.34%	512.73%	4049059.59	5983203.37	7920555.90	40.01%	40.07%	0.761	0.926	2.064	21.88%	122.85%
SHANGHAI ELECTRIC GROUP COMPANY LIMITED	2004	中国	—	9,774	15,059	16,200	—	54.07%	7.58%	599126,238	1027562,83	1843821,39	71.51%	79.44%	—	—	0.342	—	—
SHANGHAI PHARMACEUTICALS HOLDING COMPANY LIMITED	2011	中国	14,638	63,835	474,360	504,456	338.09%	642.10%	6.34%	1511357.27	3862726.08	3917466.86	142.35%	6.95%	3.298	1.758	1.757	-46.67%	-0.09%
DATANG INTERNATIONAL POWER GENERATION	2006	中国	4,053	4,159	5,563	19,005	2.56%	33.76%	241.63%	2270756.92	3060065.58	4073553.16	34.76%	33.12%	0.368	0.521	0.892	41.89%	71.27%
GREAT WALL MOTOR CO., LTD.	2006	中国	—	298	277	296	—	3.98%	6.86%	434279,336	508723,921	881915,655	21.29%	67.43%	0.122	0.388	0.575	192.66%	48.89%
BYD COMPANY LIMITED	2004	中国	—	5,535	5,521	7,262	—	-0.23%	31.53%	398321,491	498871,769	517373,685	23.30%	5.97%	0.693	0.697	0.406	0.80%	-41.82%
DONGFENG MOTOR GROUP COMPANY LIMITED	2006	中国	33,488	53,778	55,577	65,201	60.88%	3.35%	17.50%	1512801.96	1829683.78	2424910,36	20.96%	32.53%	—	0.485	0.705	—	45.39%
LIANHUA SUPERMARKET HOLDINGS COMPANY LIMITED	2007	中国	19,754	20,805	19,720	22,231	5.83%	-5.67%	12.73%	282709,706	306511,107	385169,714	16.67%	25.66%	0.665	0.748	0.890	12.51%	-7.78%
WUMART STORES, INC.	2006	中国	121	17,913	51,826	55,405	14704.13%	169.32%	6.91%	158610,076	242739,296	288887,144	52.04%	19.01%	—	—	n.a.	—	—
BAOYE GROUP COMPANY LIMITED	2006	中国	129	2,112	2,117	2,264	1578.19%	0.24%	6.94%	218540.91	274963,081	391347,513	25.62%	42.50%	1.002	1.672	1.000	62.02%	-40.20%
GUANGSHEN RAILWAY COMPANY LIMITED	2005	中国	—	—	—	—	—	—	—	1259055.61	1213857.93	2582790.23	-3.59%	112.78%	0.408	0.300	0.682	-26.58%	127.30%
SHANGHAI FOSUN PHARMACEUTICAL (GROUP) CO., LTD.	2012	中国	51,172	251,573	264,209	487,683	391.62%	5.02%	84.58%	1550887.64	2146702.23	2885880.91	38.42%	34.41%	1.355	1.636	3.210	20.71%	99.22%
ZHEJIANG EXPRESSWAY COMPANY LIMITED	2006	中国	10,327	10,591	11,708	11,882	2.56%	10.55%	1.57%	1387316.64	1523025.30	1810688.22	6.78%	18.89%	0.619	0.787	1.800	23.81%	108.68%
LINGBAO GOLD CO., LTD.	2005	中国	—	—	584	618	—	—	5.82%	40904,0828	61041,8115	194162,258	49.60%	218.06%	—	—	0.977	—	—
QUANGDONG YUEYIN TRANSPORTATION COMPANY LIMITED	2006	中国	175	180	186	199	2.86%	2.32%	6.99%	127572,430	147165,585	171832,548	15.36%	16.76%	—	0.320	0.318	—	-3.64%
CHANGAN MNSHENG APRIL LOGISTICS CO., LTD.	2006	中国	—	275	285	304	—	2.84%	6.67%	19842,1358	43302,7296	57490,7601	118.24%	32.76%	—	0.409	0.513	—	25.36%
SHANDONG WEGAO GROUP MEDICAL POLYMER COMPANY LIMITED	2006	中国	—	—	—	3,801	—	—	—	70189,2165	89478,8106	181770,669	27.48%	103.14%	0.055	0.266	0.577	385.65%	116.65%
BELING BEDA JADE BIRD UNIVERSAL SC-TECH COMPANY	2006	中国	898	759	784	839	-14.33%	3.29%	7.02%	101076,804	95862,8549	131761,495	-5.16%	37.65%	0.008	0.072	0.073	89.28%	1.44%
TIANJIN TEDA BIOMEDICAL ENGINEERING COMPANY LIMITED	2007	中国	417	401	429	459	-3.84%	6.98%	6.99%	9780149.95	790754604	11971731.6	-10.87%	53.34%	0.026	0.036	0.029	39.52%	-18.11%
DAHE MEDIA CO., LTD.	2006	中国	320	1,923	1,887	2,125	500.94%	2.32%	6.95%	32048,8968	34939,8146	39632,8456	9.02%	14.00%	0.028	0.091	0.090	221.79%	-1.74%

(筆者作成)

2.1 日本基準から IFRS へ移行した企業

IFRS 変更前の日本基準に基づくデータと比べると、IFRS 変更後にのれん額が増加した企業は15社（データを入手できる企業の100%）であった。同じく、のれんの減損損失はのれん償却額より少ない企業は13社（同86.7%）であった。純資産が増加した企業は9社（同56.3%）であった。利益剰余金が増加した企業は4社（同26.7%）であった。1株当たり当期純利益が増加した企業は11社（同68.8%）であった。のれん額について、IFRS 導入年に、IFRS を導入する前と比べて、IFRS を導入した後ののれん額が増加した企業は1社（データを入手できる企業の14.3%）で、翌年にのれん額が増加した企業は2社（同100%）で、2年連続増加した企業は1社（同50%）であった。同じく、IFRS 導入年に純資産が増加した企業は6社（同75%）で、翌年に純資産が増加した企業は2社（同100%）で、2年連続増加した企業は1社（同50%）であった。IFRS 導入年に株価が増加した企業は3社（同33.3%）で、翌年に株価が増加した企業は1社（同50%）で、2年連続増加した企業は1社（同50%）であった。

2.2 米国基準から IFRS へ移行した企業

IFRS に基づき計算したのれん額とのれんの減損損失に関するデータを入手できなかったため、のれん額に関する比較はできない。他に、純資産が増加した企業は2社（データを入手できる企業の100%）であった。利益剰余金が増加した企業は1社（同50%）であった。1株当たり当期純利益が増加した企業は1社（同50%）であった。

のれん額について、IFRS 導入年に、IFRS を導入する前と比べて、IFRS を導入した後ののれん額が増加した企業は1社（データを入手できる企業の100%）で、翌年にのれん額が増加した企業は0社（同0%）で、2年連続増加した企業は0社（同0%）であった。同じく、IFRS 導入年に純資産が増加した企業は1社（同100%）で、翌年に純資産が増加した企業は0社

(同0%)で、2年連続増加した企業は0社(同0%)であった。IFRS 導入年に株価が増加した企業は0社(同0%)で、翌年に株価が増加した企業は0社(同0%)で、2年連続増加した企業は0社(同0%)であった。

2.3 中国基準から IFRS へ移行した企業

のれん額について、IFRS 導入年に、IFRS を導入する前と比べて、IFRS を導入した後ののれん額が増加した企業は16社(データを入手できる会社の88.9%)で、翌年にのれん額が増加した企業は19社(同100%)で、2年連続増加した企業は16社(同88.9%)であった。同じく、IFRS 導入年に純資産が増加した企業は19社(同86.4%)で、翌年に純資産が増加した企業は22社(同100%)で、2年連続増加した企業は19社(同86.4%)であった。IFRS 導入年に株価が増加した企業は13社(同86.7%)で、翌年に株価が増加した企業は11社(同57.9%)で、2年連続増加した企業は8社(同57.1%)であった。

3 . IFRS 導入が影響を及ぼす要因

3.1 のれん額が増加した要因

のれんの定義から見れば、IFRS を導入すると、企業のにれん額が減少するはずである。なぜなら、IFRS「第3号」第32項によれば、のれんが従来の定義からさらに顧客名簿、ブランド価値、フランチャイズ契約、ソフトウェアなどの無形資産に分配し、最後に残った部分がのれんとされていることである。しかし、具体的なデータを見れば、各企業は従来の会計基準と比べて、IFRS による計算したのれん額がある程度増加する傾向がある。のれん額が減少せず、逆に増加した理由としては、以下のことが考えられる。

3.1.1 「購入のれん」であるか「全部のれん」であるか

日本の「第22号」の第20項、第52項、第60項によれば、日本の会計基準に

においては、少数株主持分に相当する部分について、支配獲得日における子会社の識別可能純資産の公正価値のうち、少数株主持分割合の金額で算定する方法のみが認められる。すなわち、日本基準では、のれんの取得原価は、取得した資産及び引き受けた負債に配分された純額に対する持分相当額を超過する額として算定され、少数株主持分はのれんの測定に含めないことになる。向(2008)によれば、このようなのれんの認識方法は「購入のれん」という。

一方、中国の「第33号」の第16条によれば、子会社の所有者権益の中、親会社に属さない部分は「少数株主権益」として、連結財務諸表に「少数株主権益」の項目を独立に表示する。その理由は、中国の会計基準も日本の従来 of 会計基準と同じように、のれんの認識について、少数株主持分ののれんを含めない「購入のれん」しか認識しないからである。

これに対して、IFRS「第3号」では、非支配持分(日本基準の少数株主持分に相当する)の測定について、「購入のれん」のほかに、「全部のれん」という方法も認められている(向, (2008))。非支配持分も含めた被取得企業全体を公正価値により測定し、のれんは非支配持分に帰属する部分も含めて認識する(PSR B44)。すなわち、IFRSにおいては、非支配持分も含めて全部のれんが認識し、計上されるのである。

以上のように、IFRSを導入すると、従来の「購入のれん」から「全部のれん」の方式に転換することが必要となる。したがって、のれんに、「非支配持分のれん」も含めて認識することが、のれん額の増加する理由だと考えられる。

3.1.2 企業結合件数の増加

時系列のデータから見ると、企業はIFRSを導入してから、毎年ののれんも増加する傾向がある。この理由は、企業結合件数の増加によるのれん額の増加にあると考えられる。企業はIFRSの導入によって、海外のIFRSを導入した企業との財務情報の比較が可能となり、海外企業との企業結合が容易になるため、企業結合件数、金額も増加する傾向がある。したがって、企業

結合による発生するのれん額も増加する可能性が高い。このように、IFRS の導入による影響として、企業結合件数が増加し、企業結合による発生するのれん額も増加することになるものと予想される。

3.1.3 のれんの減損処理

日本企業では、IFRS に基づき計算した減損損失は、ほとんどゼロで、のれん償却費はなくなり、償却相当の金額はのれん額の残高に残るようになった。このように、企業は、IFRS を導入すると、のれんを償却する必要がなくなり、その代わりに、減損テストによる減損処理を行う。したがって、毎年、高い償却費を計上する必要がなくなり、その分はのれんの残高として維持され、従来よりものれん額が多くなる。

3.2 のれん償却額もしくは減損損失が減少した要因

企業は、これまで、従来の日本基準に基づき、のれんの償却費を定額法に基づいて計算していた。これに対して、IFRS によると、「のれん償却費」という項目がなくなり、代わりに「のれん減損損失」という項目が計上される。さらに、のれん償却額が発生していたにもかかわらず、減損損失の金額がほとんどゼロであった。以下では、償却から減損へ転換する要因を分析する。

のれんの処理において、償却するのか減損するのかということが、企業の財務諸表や企業の業績に与える影響は大きいことが分かる。日本の会計基準においては、のれんは定額法による規則的な償却を行うのに対して、IFRS においては、のれんを減損テストに基づく減損処理を行う。これら二つの基準が、異なる方法でのれんを処理する理由は、各基準のそれぞれの特徴に由来する。

桑木（2006）によれば、日本基準においては、企業結合を金融投資と考えることから、のれんを費用化し、のれんを「その効果の及ぶ期間にわたり規則的な償却を行う」方法とする。このような償却方法を採用する理由は、日

本の会計が「費用収益対応の原則」に忠実に従っているからである。つまり、企業を買収し超過収益力が20年にわたって獲得できるのなら、買収コストの一部であるのれんも20年にわたり償却する。またのれんの価値を減少させるのは、超過収益力が永続することはあり得ないという立場を採っている（槇山，2014）ためである。

これに対して、IFRSの特徴の1つは「資産負債重視」ということで、「将来の経済的便益」提供能力という観点から会計処理方法を設定していることに由来する。桑木（2006）によれば、IFRSにおいては、企業結合を、事業投資と考えることから、のれんを資産化し、「規則的な償却を行わず、のれんの価値が損なわれた時に減損処理を行う」方法とする。槇山（2014）によれば、償却期間に合理的な根拠がないこと、のれん価値は減らず、一般的に将来の経済的便益を提供すること、価値がなくなれば減損処理をすればよいという見解が、IFRSにおけるのれんを償却しない理由である。

これらの観点から考えると、のれんを「費用化」するのか「資産化」するのかということが、のれんの償却を行うか減損するかの根本的な要因である。

4．今後の研究

のれんは企業の無形資産の一つとして、企業の価値評価への影響を重視しなければならない。なぜなら、のれんの定義から見ると、のれんは「超過収益力」であって、企業結合の後、買収企業の業績が良くなるはずである。しかし、実践の中で、企業は買収後の業績が悪化していくことも見られている。このように、のれんの定義と実務上の効果が相違になってしまう。会計基準に定めたのれん対価の認識、減損処理は、他の影響を及ぼす要因が存在しているかに疑問視される。

先行研究によると、のれんの対価について、買収・合併される企業の自己資本の価値を評価する方法には主に三つのアプローチ（純資産法、収益還元

法、株式時価法)が存在している。各アプローチがのれんの対価に影響があると予想されている。

一方、のれんの減損処理にも、物理的理由、経済的環境の要因の外に、管理者報告動機及び経営者の意思決定などの要因がある。これらの要因がのれん対価に影響を及ぼして、その結果、企業の収益性にも影響を与えると予想される。

また、現在日本では、IFRS を導入する企業が増加傾向にあるので、日本の本来の会計基準とIFRS はのれんの対価の認識と減損処理に関する規制が異なることの影響も考慮する必要がある。

以上の背景を踏まえて、今後の研究では超過収益力および買収される企業の価値評価の側面から、対象企業の実証分析を行うことが重要になると考える。その側面から、のれんの対価、減損処理の認識・測定への影響要因を明らかにし、それらが企業の収益性に与える影響との関連性を考察すべきことが別稿に譲りたい。

おわりに

本稿では、IFRS 導入による企業結合会計処理に関する、企業結合の定義、基準の適用範囲、取得の会計処理、非支配持分及びのれんの取扱いに関する変更点を明らかにした。そして、各基準におけるのれんの定義、認識時期、償却と減損について詳しく述べたうえで、具体的な日中企業の財務データに基づき、IFRS 導入に伴うのれん処理方法の変更による影響を分析した。さらに、これらの影響を及ぼす要因について考察した。

のれんの定義から見ると、IFRS が導入されるとのれん額が減少するはずである。しかし、各企業のデータから見れば、のれん額が減少せず、逆に、ある程度増加する傾向がある。その理由は、「のれんの認識基準の相違」、
「企業結合件数の増加」と「のれん償却方式の変更」だと考えられる。また、

のれん償却額もしくはのれん減損損失の減少の要因は、のれんを「費用化」するのか「資産化」するのかということだろう。のれんが無形資産となって、純資産（利益剰余金）、1株当たり当期純利益（株価）の増加はのれん額の増加、のれんの償却もしくは減損と深い係わりがある。のれんは企業結合において、非償却資産として償却の負担が軽く、財務諸表上のその評価額の表示は企業実態から乖離している恐れがあると考ええる。また、のれんの減損処理について、経営者の裁量・判断に影響され、財務諸表による会計情報の信頼性を低下させる恐れがあると考えられる。

以上のことから見ると、これから IFRS を導入する予定のある企業にとっては、IFRS 導入によるのれんの認識基準の変更、のれんの減損方式及び減損処理方法を十分に注意しながら、意思決定をする必要があるといえる。

なお、本稿では、日本企業では IFRS を任意適用で導入していることと、導入した企業の数が少ないため、IFRS 導入後のデータを十分にとることができなかった。また、中国企業は情報開示が不十分で、ある項目のデータを入手できなかった。このため、今後の研究で、企業データの収集を工夫し、さらに充実したデータを収集したうえで IFRS 導入による企業結合の会計処理への影響を検討していきたい。

参 考 文 献

< 基準書 >

Financial Accounting Standards Board, Statement of Financial Accounting Standards No. 141 : Business Combinations (FASB, 2007 ・ Amended)

Financial Accounting Standards Board, Statement of Financial Accounting Standards No. 142 : Goodwill and Other Intangible Assets (FASB, 2008 ・ Amended)

International Accounting Standards Board, International Accounting Standards No. 36 - Impairment of Assets

日本企業会計基準委員会, 「企業会計基準第21号 - 企業結合に関する会計基準」

日本企業会計基準委員会, 「企業会計基準第22号 - 連結財務諸表に関する会計基準」

中華人民共和国財政部, 「企業会計準則第8号 - 資産減価」

中華人民共和国財政部, 「企業会計準則第20号 - 企業結合」

中華人民共和国財政部, 「企業会計準則第33号 - 連結財務諸表」

< 著書, 論文 >

あずさ監査法人 IFRS 本部 2012 『IFRS の企業結合会計: ケーススタディ』中央経済社

許家林等 2006 『中国会計準則体系建設 - 発展, 比較, 協調』立信会計出版社

桑木小恵子 2006 「企業結合に係る情報開示の等質性に対する一考察 - のれんの評価を中心として - 」『同志社政策科学研究 第8巻』(第2号) <XB10210414> p.177

小本恵照, 尾関純編著 2010 『なるほど図解 M&A のしくみ』中央経済社

デューデリジェンス IFRS 研究チーム編 2010 『IFRS 対応戦略的 M&A 会計』東洋経済新報社

トーマツ IFRS サービスセンター 2010 「IFRS 導入への道」中央経済社 『企業会計』

長谷川茂男 2013 『米国税務会計基準の実務 第7版』中央経済社

槇山達哉 2014 「M&A におけるのれん償却」高知工科大学マネジメント学部卒業論文

向伊知郎 2008 「国際財務報告基準 (IFRS) 第3号企業結合会計基準の特徴と課題」愛知学院大学 『経営管理研究所紀要』15, 101-109

山下奨 2014 「日本企業の IFRS の初度適用とのれんの影響」跡見学園女子大学 『跡見学園女子大学マネジメント学部紀要』17, 131-173

湯川抗, 木村直人 2013 「我が国におけるベンチャー企業の M&A 増加に向けた提言 - のれん代非償却化の重大なインパクト - 」富士通総研 『研究レポート2013』

「コーポレート・ガバナンスが企業の会計戦略を通じて企業価値に与える影響について」(日本銀行金融研究所/金融研究/2015.1)

米山正樹 「固定資産の減損処理と現行ルールの内的な整合性」『学習院大学経済論集』第43巻 第1号 (2006年4月)

